

■ タイトル

吊荷よりも小さい台車に荷卸しする際、膝が挟まれ、踵を骨折

■ 基本情報〔土木・**建築**〕

災害発生日	2008年 7月			
災害属性	被災程度	人災	被災者属性	-
被災者	職種	-	年齢	- 歳
	経験年数	- 年	就労日数	- 日
災害情報	型別	激突	起因別	クレーン
機械属性	機種	ミニクレーン	能力	2.9 t
	仕様	カニクレーン	その他	-

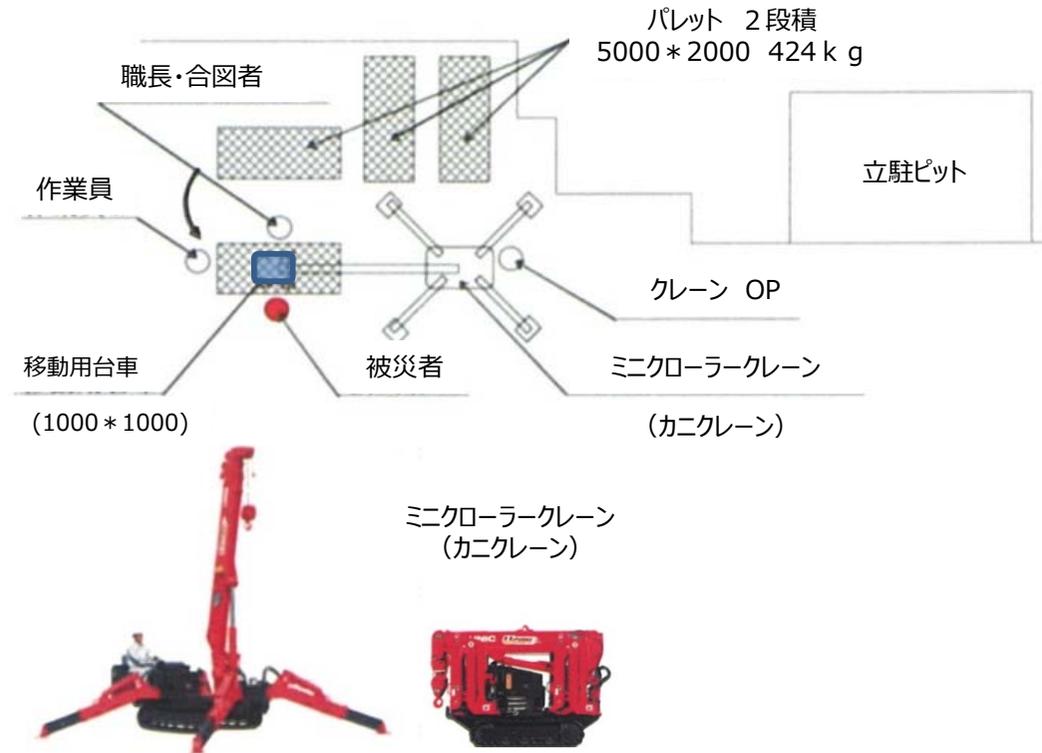
■ 事故・災害発生状況

立体駐車場設置工事において、車両パレットを移動用台車に乗せる際、自分の膝が吊荷の下にあるにもかかわらず、荷を下げるよう指示したため、膝にパレットが乗っかり、かかとを被災した。

■ 発生要因 (WG想定含む)

- ① 被災者自身、自分の膝が車両パレット(吊荷)の下にあることに気が付かなかった。
- ② 合図者やクレーンオペからも、被災者の膝が吊荷の下に入っている状況を確認できる位置にいなかった。
- ③ 移動用台車(1,100 * 1,000)が吊荷(5,000 * 2,000)よりも小さく、体を挟みやすい構造になっていた。

■ 発生状況図



■ 再発防止対策 (WG想定含む)

- ① 各作業員は、吊荷の下に体(一部分でも)が入り込むような姿勢で作業しないことを徹底する(させる)。
- ② 合図者(職長)は、直接、作業に携わる(ここではパレットを支えること)ことはせず、「合図のみ」に徹する。
- ③ 移動用台車は後工程の関係から“小型化”させていたが、後工程の計画を見直し、台車を“大型化”させる。